

年度 給与所得等に係る市・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合計 所得区分	課税標準	総所得③
所得				山林所得
				分離短期課税
				分離長期課税
				株式等の所得
				先物取引
所得控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (損)	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶 養 基 礎 所得控除合計②	扶養親族該当区分 本人該当区分	総所得③

市 民 税	税額控除前所得割額④	納 付 額
税額控除額⑤	6月分	
所得割額⑥	7月分	
均等割額⑦	8月分	
税額控除前所得割額④	9月分	
税額控除額⑤	10月分	
所得割額⑥	11月分	
均等割額⑦	12月分	
特別徴収税額⑧	1月分	
控除不足額⑨	2月分	
既 充 当 額⑩	3月分	
既納付(納付すべき)額⑪	4月分	
差引納付額(⑧-⑩-⑪)	5月分	
変更前税額⑫		
増減額(⑧-⑫)		
変更月	月	

受 給 者 番 号	氏 名	指 定 番 号	茨木
住 所	宛 名 番 号		

みなこの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第32条の4(第32条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の遡行を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、自分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに併せて決定を請求しなければ提起することができないこととされています。⑧異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき、⑩処分、自分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、⑫その他決定を補わないことにつき正当な理由があるときは、決定を補っても自分の取消しの訴えを提起することができます。

町 民 税	税額控除前所得割額④	納 付 額
税額控除額⑤	6月分	
所得割額⑥	7月分	
均等割額⑦	8月分	
税額控除前所得割額④	9月分	
税額控除額⑤	10月分	
所得割額⑥	11月分	
均等割額⑦	12月分	
特別徴収税額⑧	1月分	
控除不足額⑨	2月分	
既 充 当 額⑩	3月分	
既納付(納付すべき)額⑪	4月分	
差引納付額(⑧-⑩-⑪)	5月分	
変更前税額⑫		
増減額(⑧-⑫)		
変更月	月	

受 給 者 番 号	氏 名	指 定 番 号	茨木
住 所	宛 名 番 号		

みなこの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第32条の4(第32条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の遡行を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、自分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに併せて決定を請求しなければ提起することができないこととされています。⑧異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき、⑩処分、自分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、⑫その他決定を補わないことにつき正当な理由があるときは、決定を補っても自分の取消しの訴えを提起することができます。

縦 11 inch
横 15 inch
頁

特別徴収義務者名

スプロケット

スプロケット